女性活躍推進法に基づく男女の賃金の差異等の情報公表

医療法人うえの病院

◆ 男女の賃金の差異

区分	男女の賃金の差異（男性の賃金に対する女性の賃金の割合）	
	医師を含む	医師を除く
全ての労働者	91.1 %	123.2 %
うち 正規雇用労働者	57.6 %	75.3 %
うち 非正規雇用労働者	141.4 %	183.4 %

対象期間：

2025年事業年度（2025年5月1日から2026年4月30日まで）

賃金：

基本給、諸手当、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、非課税通勤手当、退職手当を除く。

正規雇用労働者：

期間に定めがない職員（正職員）。

非正規雇用労働者：

パートタイマー、定年再雇用者、契約職員等の有期雇用労働者（契約従業員）。

差異についての補足説明

＜正規雇用労働者＞

相対的に医師は給与水準が高く、男性医師が多いことから、格差が生じていると考えられる。

＜非正規雇用労働者＞

契約勤務時間が短いパートタイマーの男性が多いため、格差が生じていると考えられる。

◆ 管理職に占める女性労働者の割合

管理職に占める女性労働者の割合	53.3 %

◆ 労働者に占める女性労働者の割合

労働者に占める女性労働者の割合	73.0 %

◆ 採用した労働者に占める女性労働者の割合

採用した労働者に占める女性労働者の割合	79.3 %

対象期間：

2025年事業年度（2025年5月1日から2026年4月30日まで）

公表日：2026年7月31日